

岐阜県短期影響調査実施要領

施行 平成 27 年 3 月 17 日付け環管第 614 号
一部改正 平成 27 年 4 月 1 日付け環管第 10 号
一部改正 令和 3 年 4 月 1 日付け環管第 14 号

第 1 目的

この要領は、新たに掘削又は増掘された源泉による周辺源泉への影響を把握するため、短期影響調査の実施に関し必要な事項を定め、もって温泉資源の保護に資することを目的とする。

第 2 対象

1 動力を装置しようとする場合

申請者は、岐阜県温泉掘削、増掘及び動力装置許可申請要領（平成 27 年 3 月 17 日付け環管第 612 号。以下「申請要領」という。）に定める区分 2 又は区分 3 に該当する動力装置の申請をしようとするときは、第 3 から第 5 までに定める短期影響調査（以下「調査」という。）を実施すること。

2 自噴又は蒸気泉を掘削等した場合

掘削又は増掘の許可を受けた者は、申請要領に定める区分 2 又は区分 3 に該当する自噴又は蒸気泉の掘削工事等を完了したときは、工事完了届出を行うまでに調査を実施すること。

第 3 準備

1 調査を行う源泉

動力を装置しようとする源泉若しくは掘削工事等が完了した自噴又は蒸気泉である源泉（以下「対象源泉」という。）及び対象源泉の周辺 500m 以内にあるすべての既存源泉（以下「観測源泉」という。）とする。ただし、対象源泉が申請要領に定める区分 2 又は区分 3 に該当する規模であつて、500m 以内に既存源泉がない場合は、岐阜県温泉掘削等に係る事業説明会等実施要領（平成 27 年 3 月 17 日付け環管第 613 号）第 3 (2) に定める事業説明会の対象範囲内にある源泉のうち、最も距離が近いものを観測源泉とする。

2 観測源泉所有者に対する調査協力依頼

(1) 調査実施者による依頼

第 2 の 1 又は 2 により調査を実施しようとする者（以下「調査実施者」という。）は、観測源泉所有者に対し、調査への協力を依頼するものとする。

(2) 県による依頼

(1) による依頼によっても観測源泉所有者の協力が得られないときは、調査実施者はその旨を県に申し出るものとし、県はその申し出を受けたときは、当該観測源泉所有者に対し、調査への協力を依頼するものとする。

(3) 協力が得られない場合の取扱い

(1) 及び (2) の依頼によっても、協力が得られない場合は、当該観測源泉は調査の対象外として

取り扱うものとする。

3 調査日程の選定

調査日程を選定するに当たっては、観測源泉の利用状況に配慮するとともに、降雨、気圧変化等に留意し、これらが著しくなると予想される場合は、日程選定後であってもその変更を検討すること。

第4 実施項目等

1 調査の段階

調査は、事前試験、本試験及び事後試験とし、この順に継続して実施する。ただし、事前試験及び本試験を実施した結果、両試験間で観測源泉の試験項目の値に変化がないと認められる場合は、事後試験の実施を省略することができる。

2 試験項目等

(1) 対象源泉

水位又は孔口圧力、泉温及び揚湯量

(2) 観測源泉

区分	未利用泉	利用泉
自噴泉又は蒸気泉	孔口圧力、泉温及び湧出量	孔口圧力、泉温及び湧出量
動力揚湯泉	静水位	動水位（可能であれば静水位）、 泉温及び揚湯量

3 試験項目の測定間隔の目安

測定開始後の経過時間	開始 10 分まで	10～30 分	30～60 分	60～120 分	120 分～
測定間隔	1 分	5 分	10 分	30 分	60 分

4 単位と表示

測定項目	単位	表示
泉温	℃	小数点第 1 位
水位	m	小数点第 2 位（基準地点は地表面）
孔口圧力	機器の指示値	（同左）
湧出量（揚湯量）	L/分	整数

第5 各試験における実施方法

1 事前試験（対象源泉を揚湯しない又は自噴させない状態での測定）

(1) 手法

対象源泉の影響が生じていない状況を把握するため、対象源泉を揚湯等する前に、対象源泉の静水位及び観測源泉の各試験項目を測定する。なお、利用している観測源泉にあつては、その湧出量の変動に伴う水位変化等为了避免するため、試験の実施の数日前から事後調査終了までの間、できるだけ湧出量を一定に保つよう観測源泉所有者に依頼しておくものとする。

(2) 試験期間

24 時間以上とする。ただし、観測源泉の水位等が安定しない場合は、3 日を限度に調査を継

続するものとする。

2 本調査（対象源泉を揚湯等している状態での測定）

(1) 手法

対象源泉を揚湯等したときの観測源泉への影響の有無とその程度を把握するため、別途対象源泉について実施した揚湯試験の結果から把握する適正揚湯量を最大として、5段階を目途に揚湯量区分を設け、各段階での揚湯量を継続して揚湯し、対象源泉及び観測源泉の試験項目を測定する。

(2) 試験期間

揚湯量区分1段階ごとに1日以上、計5日以上とする。

3 事後試験（対象源泉の揚湯等を終了した状態での測定）

(1) 手法

本試験時に出現した観測源泉の試験項目の測定値の変動が、対象源泉の揚湯等によるものかどうかを確認するため、対象源泉の揚湯等を終了した後、観測源泉の試験項目を測定する。

(2) 試験期間

事前試験により把握した測定値が、対象源泉の状態まで回復したと認められるまでの期間とし、3日を限度に試験を実施するものとする。

第6 調査結果のまとめ

調査実施者は、調査結果を短期影響調査結果表（要領様式1）及び短期影響調査測定記録表（要領様式2）により整理し、申請要領の区分2又は区分3に該当する動力装置にあっては、当該許可申請書に、自噴又は蒸気泉の掘削工事等を完了したときは、当該工事に係る工事完了届出書に添付すること。

第7 その他

調査実施者は、この要領に従って調査を実施することが困難な場合にあっては、県に対し協議するものとし、県は、協議があったときは、その状況に応じて必要な指導を行うものとする。

第8 附則

この要領は、平成27年3月17日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

短期影響調査結果表

試験実施日	年 月 日 ~ 年 月 日			
試験実施者	住 所	TEL		
	氏 名	(担当者 :)		
対象源泉	所在地			
	源泉名			
	深 度	m	口 径	mm
観測源泉 1	所在地			
	源泉名			
	深 度	m	口 径	mm
観測源泉 2	所在地			
	源泉名			
	深 度	m	口 径	mm
試 験 結 果				
事 前 調 査				
	水位 (孔口圧力) G L - (m)	湧出量 (揚湯量) (L/分)	泉 温 (℃)	備 考
対象源泉		0		
観測源泉 1				
観測源泉 2				
本 調 査				
対象源泉				
観測源泉 1				
観測源泉 2				
事 後 調 査				
対象源泉				
観測源泉 1				
観測源泉 2				

注) 1 試験結果には、安定状態であるときの数値を記載すること。

2 観測源泉が多いときなど、本様式により記載できない場合は、別途任意の様式により結果表を作成すること。

